

第5回共通到達度確認試験試行試験

平成31年3月14日実施

刑 法

試験時間 14:20～15:10 (50分)

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出の禁止、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から試験終了（解答用紙の回収時間を含む）までは、解答が終了しても途中退出はできません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けてください。

試験時間終了後は、問題冊子はお持ち帰りください（解答用紙は回収します）。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B以外、シャープペンシル等）を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、受験票、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計（計時機能だけのもの）、眼鏡だけです。その他の物（六法、筆箱、眼鏡ケース等）はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。また、携帯電話等の通信機器は必ず電源を切って、カバン等にしまってください。

3. 解答方法

問題は、正誤問題20問と五肢択一問題10問、合計30問あります。

記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。

マークは、各問題につき1つのみマークしてください（2つ以上マークすると無効になります）。

誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。

解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。

問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。

問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが、どのページも切り離してはいけません。

試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。

自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ① 試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けたりした場合
- ② 他人に代わって試験を受けた場合
- ③ 他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④ 試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤ その他、不正行為を行った場合

* 正解および問題の解説は、本日中（20時頃まで）に共通到達度確認試験試行試験専用のウェブサイト（<http://toutatsudo.net/>）上で公表されます。

問題 1～20 [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1を、誤っている場合には 2を選びなさい。ただし、争いがある場合には判例の立場によるものとする。

問題 1

強制わいせつ罪の成立には、行為者に、故意以外に性的意図が必要である。

問題 2

X が A の顔面を足で蹴りつけ（暴行）、全治 10 日程度の傷を顔面に負わせたところ、その暴行により、A が有する脳の高高度の病変が悪化し、死亡した。X が、その病変を知らず、また知り得なかったとしても、X の暴行と死亡結果との間の因果関係は肯定される。

問題 3

A を救命すべき作為義務を負う X が、瀕死の A を病院に運んでも助からないと思い、このまま死ぬこともやむを得ないと考え、A を放置した後、A は死亡した。この場合、仮に、放置時点で救命可能性があったとしても、X に不作為の殺人既遂罪は成立しない。

問題 4

X が、A を殺害しようと尾行をし、周囲の人影がなくなったところを見計らい、同人を狙い銃撃したところ、予期に反して、通行人 B に銃弾があたり、B が負傷した。X には、A および B に対する殺人未遂罪が成立し、両者は併合罪となる。

問題 5

X は、自宅にいたところ、きわめて険悪な関係にあった A からの電話で、「ぶっ殺してやるから外に出てこい」と言われた。X は、呼出しに応じて現場に赴けば凶器による暴行を受けることを十分に予期し、呼出しに応じる必要はなく、警察への通報も容易であったが、包丁を隠し持って出向いたところ、A がハンマーで攻撃してきた。これをかわした X は、直ちに包丁を取り出し、A を刺殺した。この場合、侵害の急迫性が否定され、正当防衛も過剰防衛も成立しない。

問題 6

X は、A から殴打されるなどの急迫不正の侵害を受けたため、殴り返すなどの反撃行為をした（第 1 行為）ところ、A は転倒し、侵害行為を継続できない状態になった。X はその後も反撃行為を続け（第 2 行為）、A を負傷させた。この場合、第 2 行為の時点で急迫不正の侵害が終了していることから、X には過剰防衛は成立しない。

問題 7

緊急避難における「やむを得ずにした行為」（刑法 37 条 1 項）とは、避難行為が現在の危難を回避する手段として必要であり、かつ相当であることを意味し、当該行為をするより他に方法がないことまで要求されるわけではない。

問題 8

友人から不適切な助言を受けたことにより、自己の行為が法令上許されるものと誤解していた者についても、「罪を犯す意思」（刑法 38 条 1 項）は否定されない。

問題 9

X が、A に暴行を加えて頭蓋骨骨折の傷害を負わせ、A が路上に倒れ込んだところで、Y がその現場に通りかかった。A に恨みのあった Y は、A が動けなくなっているこの機会を積極的に利用し、自分も A に暴行を加えようと考え、その場で X と共謀を遂げて A に暴行を加え、その暴行によって A は肋骨骨折の傷害を負った。この場合、Y は、A の肋骨骨折の結果については傷害罪の罪責を負うが、頭蓋骨骨折の結果については傷害罪の罪責を負わない。

問題 10

A（2 歳）の実母である X は、同居する男 Y が A に暴行を加えるのを制止せず、その結果、A は Y の暴行によって死亡した。Y に傷害致死罪が成立する場合に、X に傷害致死幫助の罪が成立するためには、X と Y との間に、A に暴行を加える旨の意思連絡があったことが必要である。

問題 11

医師 X が、妊娠第 26 週に入った妊婦に依頼されて墮胎手術をしたところ、母体外に出された子 A は生きており、未熟児医療を受けさせればほぼ確実に生育する可能性があった。X は、未熟児医療を要請することが可能であったにもかかわらず、生育の可能性を認識しながら遺棄の故意をもって A を放置したため、手術の 3 日後に A は死亡した。この場合、X には業務上墮胎罪が成立するが、「墮胎」には子の殺害が含まれるため、X には、業務上墮胎罪のほかに保護責任者遺棄致死罪は成立しない。

問題 12

X は、A を自室に連れ込み、刃物を示して「逃げたら殺す」と執拗に脅迫した。そのため、X が短時間外出し、その間、同室は施錠されておらず、脱出が物理的に不可能ではなかったにもかかわらず、A は「いったん逃げても、捕まれば間違いなく殺される」と考えて、その部屋からの脱出を決意できなかった。この場合、X には、その外出中も A に対する監禁罪が成立する。

問題 13

Xは、Aが傍らにポシェットを置いて公園のベンチに座っているのを見かけ、様子をうかがっていたところ、Aがポシェットをベンチに置いたままその場を立ち去った。Xは、Aが約15メートル離れた公園の出口にさしかかったのを確認した時点でポシェットを領得した。Aがポシェットを忘れたことに気づいていなかったとしても、Xには窃盗罪が成立する。

問題 14

事後強盗罪の暴行・脅迫の相手方は窃盗の被害者に限られず、窃盗を目撃して追跡してきた第三者も含まれる。

問題 15

Xは、路上で泥酔して眠り込んでいるAを見つけ、Aが抵抗できないことに乗じてその財布を奪った。Xには昏酔強盗罪が成立する。

問題 16

Xは、Aに対して3万円を貸していたが、期限がきても一向に返済されないため、Aを社会通念上一般に忍容すべきものと認められない方法で恐喝して、貸し付けた3万円に加え、手間賃と称してさらに3万円、計6万円の交付を受けた。Xには、6万円全額について1項恐喝罪が成立する。

問題 17

横領罪の実行行為は、不法領得の意思の発現行為であるが、不法領得の意思の内容としては、他人の物の占有者が自己の利益取得を意図することは、必要としない。

問題 18

1個の放火行為で故意をもって現住建造物と非現住建造物とを焼損した場合、現住建造物放火罪と非現住建造物放火罪が成立し、観念的競合となる。

問題 19

公務執行妨害罪で保護される公務員の職務行為は、適法なものであることが必要であるが、職務行為の適法性の判断は、当該職務の行為時に一般人が認識し得た事情および妨害行為者が特に知っていた事情を基礎に、一般人の判断を基準にして行われる。

問題 20

証拠隠滅罪にいう「他人の刑事事件に関する証拠」（刑法104条）には、捜査が開始される前の事件の証拠も含まれる。

問題 21～30 [配点：各 3 点]

以下の問題について、選択肢 1～5 のうち 1 つ選びなさい。ただし、争いがある場合には判例の立場によるものとする。

問題 21

カッコ内のア～ケのうち、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- A. 急迫不正の侵害を誤想し、誤想した侵害を前提としても過剰な防衛手段を意図的に選択した場合には、（ア. 故意が認められる イ. 故意が阻却される）。
- B. 不審な荷物を預かり保管した際に、（ウ. 盗品、薬物のいずれかかもしれないと認識していた場合であっても エ. 薬物の可能性を排除して、盗品かもしれないと認識していた場合に限り オ. 盗品の可能性には思い至らず、何らかの違法な物件かもしれないと認識していた場合であっても）盗品等保管罪の故意は認められる。
- C. 冷蔵庫のケーキに毒を入れて配偶者を殺害しようとして企てたが、子供もそれを食べるかもしれない可能性に思い至り、それは望ましくないと思いつつも、特段の措置を講じることなく、一口食べれば死ぬ量の毒をケーキに入れて、それを食べた配偶者と子供が死亡した場合には、（カ. 2 個の殺人罪が成立する キ. 1 個の殺人罪が成立する）。
- D. 人をマネキンと勘違いして、その頭部に銃撃をして人を死亡させた場合、（ク. 器物損壊罪の限度で故意責任を負う ケ. 故意責任は負わない）。

1. アエキ 2. イオク 3. イキケ 4. ウカケ 5. エカク

問題 22

以下の【決定文】を読み、それに関連した理解として、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

【決定文】

被告人は、事故を装い被害者を自殺させて多額の保険金を取得する目的で、自殺させる方法を考案し、それに使用する車等を準備した上、被告人を極度に畏怖して服従していた被害者に対し、犯行前日に、漁港の現場で、暴行、脅迫を交えつつ、直ちに車ごと海中に転落して自殺することを執ように要求し、猶予を哀願する被害者に翌日に実行することを確約させるなどし、本件犯行当時、被害者をして、被告人の命令に応じて車ごと海中に飛び込む以外の行為を選択することができない精神状態に陥らせていたものということができる。

被告人は、以上のような精神状態に陥っていた被害者に対して、本件当日、漁港の岸壁上から車ごと海中に転落するように命じ、被害者をして、自らを死亡させる現実的危険性の高い行為に及ばせたものであるから、被害者に命令して車ごと海に転落させた被告人の行為は、殺人罪の実行行為に当たるといふべきである。

- ア. 被告人が、【決定文】記載の事実関係を認識しつつも、自殺をさせるのは自殺関与罪にとどまると考えていた場合でも、被告人に殺人罪の故意は認められる。
- イ. 被害者が、被告人の行為により【決定文】のような精神状態にまで陥ることはなかったが、死ぬつもりとなり車ごと海中に飛び込んだ場合には、被告人は処罰されない。
- ウ. 本決定は、被告人により、他の行為を選択できない心理状態に陥っていた被害者に対し、命令して車ごと海に飛び込ませた行為を殺人罪の実行行為と認めている。
- エ. 被害者が、被告人の行為により【決定文】のような精神状態にまで陥り、最終的に被害者が自殺する意思を有して海中に飛び込んだ場合には、被害者が死亡していたとしても被告人は殺人未遂罪にとどまる。
- オ. 被害者が、被告人の行為により【決定文】のような精神状態にまで陥ったが、被告人の想定に反して、被害者は死ぬつもりなく海中へ飛び込んだ場合でも、被告人に殺人罪の故意は認められる。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

問題 23

以下の事例のうち、カッコ内の犯罪が成立するものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. Xは、心中を申し出た愛人Aに対し、その意思がないのに追死するように装い、毒薬を渡したところ、Aは自分ひとりで死ぬ気はなかったが、Xが追死してくれると信じ、この毒薬を飲んで死亡した（自殺幇助罪）。
- イ. Xは、交通事故を偽装して保険会社から保険金を詐取することをAと共に計画し、Aの同意を得て、自己が高速度で運転する自動車をAが運転する自動車に追突させ、Aに傷害を負わせた（傷害罪）。
- ウ. Xは、5歳の長男Aに対し、一緒に死ぬことをもちかけたところ、Aが頷いたので、刃物で刺して殺害した（殺人罪）。
- エ. Xは、12歳の女儿Aに対し、その同意を得て、暴行も脅迫も用いることなく、わいせつな行為を行った。その際、Xは、Aを14歳であると誤信していた（強制わいせつ罪）。
- オ. Xは、Aを殺害して金品を奪う目的で、知人を装って、Aに戸を開けさせ、Aの自宅に立ち入った（住居侵入罪）。

1. アイウ 2. アウエ 3. アエオ 4. イウオ 5. イエオ

問題 24

実行の着手の判断基準に関する以下の学生 A・B の【議論】の空欄に該当する語句の組み合わせとして、適切なものを1つ選びなさい。

【議論】

- A：実行の着手時期について、未遂の処罰根拠を（ア）に求めることを前提に、（イ）的基準により判断すべきという理解が圧倒的多数となって久しいね。
- B：そうすると、条文を素直に読んだときに分かりやすいのは、（ウ）の一部を開始した時点が着手だとする形式的客観説だ。
- A：ただ、それを徹底すると、着手時期が（エ）。たとえば、窃盗罪の「窃取」への着手は、極端な話、（オ）ということになる。そこで、形式的客観説には、（ウ）に（カ）行為の時点で着手を認めるという修正が加わる。大審院の判例には、侵入窃盗の事案において、財物の支配を犯すにつき（カ）行為、具体的には、（キ）段階で窃盗の着手が認められるとしたものがあるね。
- B：でも、そうした修正を加えなければならないならば、むしろ、客観的な（ク）という実質的基準で考えたいよ。最高裁の判例も、被告人らが、路上を歩いていた被害女性をダンプカーに引きずり込み、約5キロメートル離れた工事現場で強姦（強制性交）したが、（ケ）際に被害女性を負傷させたという事案で、（ケ）段階で強姦（強制性交）に至る客観的な（ク）が認められるから着手があり、従って、被告人には（コ）が成立するとしたよ。
- A：平成期の重要判例は、行為者が、被害者にクロロホルムを吸引させて（第1行為）失神させた上で、車ごと海中に転落させて（第2行為）溺死させる計画の下に、両行為に及んだ事案で、（サ）段階で殺人の実行の着手を認めた。この結論を導くに当たり、判例は、①第1行為は第2行為を確実に容易に行うために必要不可欠だったこと、②第1行為に成功すれば以降の計画遂行の上で障害となる事情がなかったこと、③両行為の時間的場所的接性などに照らすと、（シ）ことを理由としているが、これはどう理解できるかな。
- B：（シ）という判示は、実質的客観説と思うのだけれども、形式的客観説的な基準も併せ考慮されているとも読めるね。
- A：そうかもしれないね。それとこの判例で重要なのは、①②③の要素を考慮して実行の着手の有無を判断する前提として、行為者らの（ス）を確認していることだよ。これにより、実行の着手の基準は客観的な（ク）であるといっても、（ス）は当然に考慮する立場であることが明らかになったと思う。
- B：なるほど。客観的な（ク）は、（セ）を踏まえなければ適切に評価できないから、判例の立場は妥当だと思うよ。

1. ア＝行為者の危険性　　イ＝主観　　ウ＝構成要件該当行為
2. エ＝遅すぎる　　オ＝財物に手をかけた時点　　カ＝密接な
キ＝金品物色のためにタンスに近寄る行為の
3. ク＝危険性　　ケ＝引きずり込む　　コ＝強姦（強制性交等）罪と傷害罪
4. サ＝第2行為の
シ＝第1行為は第2行為に密接な行為であり，第1行為の時点で既に殺人に至る客
観的な危険性が認められる
5. ス＝反規範的な人格態度
セ＝行為者が次にどのような行為に出ようと考えているのか

問題 25

刑法 65 条（身分犯の共犯）について述べた以下の記述のうち，誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 65 条は，狭義の共犯（教唆犯，幫助犯）だけでなく，共同正犯の場合にも適用される。
- イ. 65 条にいう「身分」とは，親族関係，国籍，公務員としての資格など，法制度によって創設された地位を指すので，単純横領罪（刑法 252 条 1 項）における他人の物の占有者のように，人が事実上置かれている状態にすぎないものは，65 条の「身分」には含まれない。
- ウ. 公務員である X は，公務員でない Y と共謀の上，職務に関し賄賂を収受した。この場合，Y には，65 条 1 項によって単純収賄罪（刑法 197 条 1 項前段）の共同正犯が成立する。
- エ. 賭博の常習者であった X の賭博行為を，賭博の常習者でない Y が幫助した。この場合，Y には，65 条 1 項によって常習賭博罪の幫助犯（刑法 186 条 1 項，62 条 1 項）が成立するが，65 条 2 項によって単純賭博罪の幫助犯（185 条，62 条 1 項）の刑が科せられる。
- オ. X は，自分が業務上保管していた金銭を，Y と共謀の上，遊興費として費消した。Y は，業務に携わっておらず，当該金銭を保管している者ではなかった。この場合，Y には，65 条 1 項によって業務上横領罪（刑法 253 条）の共同正犯が成立するが，65 条 2 項によって単純横領罪（252 条 1 項）の刑が科せられる。

1. アエ　　2. アオ　　3. イウ　　4. イエ　　5. ウオ

問題 26

名誉毀損罪について述べた以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 行為者の摘示した事実が刑法 230 条の 2 第 1 項にいう「公共の利害に関する事実」に当たるか否かは、摘示された事実自体の内容、性質に照らして客観的に判断されるので、行為者のとった表現方法が侮辱的、嘲笑的なものだったという事情は「公共の利害に関する事実」の判定には関係しない。
2. 名誉毀損罪の保護法益は個人の名誉感情であるため、感情を持たない法人に対して、名誉毀損罪は成立しない。
3. 刑法 230 条 1 項にいう「公然と」とは、直接に事実を摘示した相手が不特定または多数の者である場合だけを指すので、行為者が直接に事実を摘示した相手が特定かつ少数の者だった場合には、それらの者から他の多数の者に伝播する可能性が高かったとしても、行為者に名誉毀損罪は成立しない。
4. 行為者が、摘示した事実の真実性を証明できなかったとしても、「自分の摘示した事実には、その真実性を裏づける確実な資料、根拠が存在している」と誤信していた場合には、実際にそのような確実な資料、根拠が存在していなくても名誉毀損罪の故意が阻却され、同罪は成立しない。
5. 人の名誉を毀損する事実を摘示するにあたって、「これは世間のうわさだが」という文言を添えていた場合には、刑法 230 条の 2 の真実性の証明においてその証明の対象となるのは世間のうわさの存在であり、摘示された事実の内容の真実性ではない。

問題 27

以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. Xは、嘘の投資話で金をだまし取ろうと考え、Aにその話を持ちかけた。Aは、Xの話が嘘であることに気づいたものの、Xが金に困っていると考え同情して現金をXに渡した。この場合、Xには1項詐欺既遂罪が成立する。
- イ. Xは、友人A名義のクレジットカードを使用してBの店で50万円の宝石を購入した。Aが、同クレジットカードをXが自由に使用することを承諾していた場合、Xに1項詐欺罪は成立しない。
- ウ. Xは、Aに対する嫌がらせのために捨てる目的で、Aの持つ指輪をだまし取って、川に捨てた。Xには1項詐欺罪は成立しない。
- エ. Xは、道に落ちていたAのキャッシュカードを拾ったが、その裏面に暗証番号が記載されていたことを奇貨として、B銀行C支店のATM（現金自動預払機）で同キャッシュカードと暗証番号を用いて、AのB銀行の普通預金口座からXのD銀行の普通預金口座に30万円を振込み送金した。B銀行C支店のATM管理者は、盗まれたキャッシュカードの使用であると分かっていたら、それを許すことはなかった。Xの振込み送金した行為には2項詐欺罪が成立する。
- オ. Xは、第三者に譲渡する意図を秘してA銀行B支店でX名義の普通預金口座を開設し、預金通帳の交付を受けた。A銀行においては、契約者に対して、普通預金規定等により、預金契約に関する一切の権利や通帳を名義人以外の第三者に譲渡などすることを禁止していた。また、Xに対応したB支店の行員は、第三者に譲渡する目的で預金口座の開設や預金通帳の交付を申し込んでいることが分かれば、預金口座の開設や、預金通帳の交付に応じることはなかった。Xには1項詐欺罪が成立する。

1. アイ 2. アエ 3. イオ 4. ウエ 5. ウオ

問題 28

次の A と B の【議論】の空欄に以下の【語句】から適切なものを選んで入れたとき、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。ただし、各語句は 1 回ずつしか用いてはならない。

【議論】

A：2 項強盗罪の成立要件として、債務免除や支払猶予の意思表示といった被害者の処分行為が必要か否かという問題について、大審院は当初（ア）説に立ち、債務者が債務を免れるために債権者を殺害した事案について殺人罪のみを認めていましたが、最高裁は（イ）説に立っています。

B：（イ）説に立った場合、債務者が債務を免れるために債権者を殺害すれば、常に（ウ）罪が成立することになりませんか。

A：債権者を殺害しても、債権はなお存在しています。債権の記録がないなどの理由により、債権者の相続人などにおいて債権の行使が不可能または事実上極めて困難になるような状態でなければ（エ）が認められないため、2 項強盗罪は成立しません。他方、債権者を殺害しなくても 2 項強盗罪が成立する場合があります。このような例として、無銭飲食が考えられます。

B：無銭飲食の場合、（オ）のであれば 1 項詐欺罪の問題じゃないですか。

A：確かにそのとおりです。しかし、食事後代金を支払う際に反抗を抑圧する程度の暴行又は脅迫によって（カ）場合には 2 項強盗罪の問題にもなります。

B：だとすると、1 項詐欺罪と 2 項強盗罪の 2 つが成立しますが、両者はどのような関係になるのでしょうか。

A：判例によれば、（キ）になると考えられています。

【語句】

a=必要 b=不要 c=殺人 d=強盗殺人

e=反抗抑圧 f=不法領得の意思 g=財産上の利益の移転

h=食事を注文してからお金がないことに気づいて支払を免れようとする

i=お金を払うつもりがないのに食事を注文する

j=レジからお金を奪った k=支払を免れた l=併合罪 m=包括一罪

1. ア=a ウ=c オ=h 2. ア=a エ=e キ=m 3. イ=a エ=f カ=j
4. イ=b オ=i キ=l 5. ウ=d エ=g カ=k

問題 29

以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. マンション居室の玄関ドアを凹損させた場合、当該玄関ドアが外界との遮断、防犯、防風、防音等の機能上の重要性を有するものであっても、当該玄関ドアが、適切な工具を使用すれば損壊せずに取り外すことが可能なものであれば、当該玄関ドアは建造物損壊罪の客体とはなり得ず、器物損壊罪が成立する。
- イ. 債権者のために自己所有の不動産に抵当権を設定した者が、その抵当権の第1順位の設定登記をする前に、他の者のためにも抵当権を設定し登記も完了した場合、抵当権設定者は、最初の抵当権者に対して、誠実に当該財産を管理する義務を負い、他人の物の占有者にあたることになるため、当該行為には、単純横領罪が成立する。
- ウ. 盗品等保管罪にいう保管は、委託を受けて本犯のために盗品等の占有を得て管理することをいうが、保管の開始後にはじめて盗品等であることを知るに至ったのに、なお保管を継続した場合も、同罪は成立する。
- エ. 学校法人の有する時価2億円の不動産を当該学校法人のため業務上占有している者が、その親族の経営する会社との間で、当該学校法人が1億円を借り受けるという虚偽の金銭消費貸借契約および抵当権設定契約を締結し、当該不動産に関して不実の抵当権設定仮登記を了した場合、そのことに関して公正証書原本不実記載罪が成立するとしても、当該仮登記を了する行為は不法領得の意思の発現行為といえるから、業務上横領罪が成立する。
- オ. 背任罪にいう「本人に損害を加える目的」（加害目的）は、任務違背と財産上の損害を加えることの認識という故意のほかには要件とされていることから、確定的な損害発生 of 積極的認容を要する。

1. アイ 2. アウ 3. イオ 4. ウエ 5. エオ

問題 30

次の【事例】について述べた以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

【事例】

運転免許の停止処分を受けていた X は、自動車を運転して警察の検問を受けた際、「免許証は家に忘れてきました。」と言って、あらかじめ承諾を得ていた友人 A の氏名等を名乗り、警察官の作成する免許証不携帯を理由とする交通事件原票中の、道路交通法違反現認・認知報告書記載のとおり違反したことに相違ない旨の記載のある「供述書」欄の末尾に、「A」と署名した。後日、X は、A にこのことを報告したが、A は何も言わず、反則金 3000 円も A が納付した。

1. 交通事件原票中の「供述書」の部分は、その性質上、作成名義人以外の者がこれを作成することは法令上許されないものであるから、X が、A の承諾に基づいて「A」と署名をすることは許されず、X には、有印私文書偽造・同行使罪が成立する。
2. 交通事件原票中の「供述書」の部分は、私人である供述者が作成名義人となる私文書であるが、無免許（免許停止処分）運転であるか、単なる免許証不携帯であるかは、道路交通法上の免許制度の意義にかかわる重要な公的事項であるから、X が、A の承諾に基づいて「A」と署名をする行為には、虚偽有印公文書作成・同行使罪が成立する。
3. 交通事件原票中の「供述書」の部分は、その性質上、作成名義人以外の者がこれを作成することは法令上許されないものであるが、A は、自ら反則金を納付しており、「A」と署名がなされた供述書から生ずる責任を免れていない一方、警察は、X が違反者であることを現認できなくなったのであるから、X については犯罪が成立せず、A に X に対する犯人隠避罪のみの成立が認められる。
4. 交通事件原票中の「供述書」の部分は、私人である供述者が作成名義人となる私文書であるが、そこに X が「A」と署名をすることは、違反した人物が誰であるかを偽るものであり、内容虚偽の私文書を作成したにすぎないから、X の行為に犯罪は成立しない。
5. 交通事件原票は、公の手続で用いられる公的文書であるから、いくら A の承諾があったとしても、X が「A」と署名をすることは許されず、X には、有印公文書偽造・同行使罪が成立する。

【参加学生への告知事項】（再掲）

- 試験答案是第三者機関が採点処理します。なお、第三者機関は試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別）を把握しますが、参加学生を個人識別できる情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。
- 全体の採点・分析結果と個々の参加学生の採点結果は、4月以降に法科大学院に提供され、必要に応じ、個々の参加学生に提供されますが、法科大学院では成績評価、進級判定に利用しません。
- 共通到達度確認試験の今後の在り方を検証するために、法科大学院における学業成績等と試行試験の採点結果の比較分析を行うことから、その分析に必要な範囲内において、受験番号毎に参加学生の属性情報と試行試験の成績を、法科大学院において複数年に渡り管理します。なお、このことにより、試行試験に参加した学生が、法科大学院での成績評価や進級判定において試行試験の結果による影響を受けることは一切ありません。
- 参加学生が法科大学院を修了し、司法試験を受験した後、司法試験成績と試行試験成績の分析を行う可能性があります。その場合、「法科大学院から司法試験委員会に対する参加学生の氏名等の提供」及び「司法試験委員会から法科大学院に対する司法試験成績の提供」が必要となるため、これらの個人情報の取り扱いに関する承諾の可否について、法科大学院から参加学生へ照会します。